

法律知識

No.44



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹

(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

インターネット上の掲示板で勤務先を中傷する書込みがあった。投稿者の責任を追及できるか。



私は、眼科で事務をしています。先日、Aというインターネット上の有名な掲示板に、私が勤務する病院の名誉を損なう内容が匿名で書き込まれました。`昨年、病院で失明者を3人出した、`裁判を起こされている、といった内容です。実際は、これまでに手術が原因で失明した患者は存在せず、また、医療過誤を原因として裁判を起こされたこともありません。この書込みを見て、手術を予定している患者が予約を取り消す事例がありました。投稿者の身元を明らかにし、法的な責任を追及することはできますか。

A

今回のような、匿名の投稿者を特定するための情報の開示を請求するための法律として、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）があります。この法律では、「**人の権利を侵害する書込みがあった場合、一定の要件を満たせば、投稿者の情報の開示を求めることができる**」と定めています。

その要件とは、①書込みによって人の名誉などの権利の侵害があった、および、その侵害が明らかである、②損害賠償を請求するために必要であるなど、開示を受けるべき正当な理由が存在する、③請求相手のプロバイダ（インターネットに接続するサービスを提供・代行する事業者）が書込みを行った人の情報を保有していることなどです。

今回の書込みは、①患者を失明させる危険な治療を行っているとの印象を与えるものであり、病院の名誉を損なうものといえます。また病院が、今まで患者を失明させた事例が無いことを証拠で明らかにできれば、書込みは真実ではなく、権利の侵害が明白であるといえます。②さらに匿名の書込みであるため、投稿者を特定するには、プロバイダから書込みをした人の氏名や住所などの情報を開示してもらいしかなく、開示を受けるべき正当な理由もあるといえます。③また、`掲示板A、を管理・運営しているプロバイダを正確に把握していれば、プロバイダが書込みを行った人の情報を保有しているという条件も満たすことができます。

開示請求は、まず、プロバイダに対して直接行うこととなりますが、開示しない場合は、裁判所に訴えを起こすこととなります。裁判所に訴えを認めてもらい情報の開示を受けた後、書込みを行った人に対して、損害賠償請求を行うこととなります。

ここからは広告です。